



平成 21 年 2 月 12 日

各 位

東京都千代田区平河町一丁目 4 番 12 号
株 式 会 社 ベ ル パ ー ク
代 表 取 締 役 社 長 西 川 猛
(J A S D A Q コード番号 : 9441)
問 合 せ 先
執 行 役 員 管 理 本 部 長 石 川 洋
TEL 03-3288-5211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、平成21年3月26日開催予定の第16回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 26 日

以上

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条</u> <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他当社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については</u>、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u></p> <p>～ (条文省略)</p> <p>2</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿、株券喪失登録簿及び端株原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿及び端株原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u></p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>(削除)</p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(招集)</p> <p><u>第12条</u></p> <p>～ (条文省略)</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第40条</u></p>	<p>(招集)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第39条</u></p>

(新 設)

附則

第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。